

制裁としての攻撃に対する幼児の善悪判断に及ぼす 損害の回復可能性の影響

越中康治・目久田純一・淡野将太¹・前田健一

(2006年10月5日受理)

The effect of possibility of recovery of harm on preschoolers' right and wrong judgments about punitive aggression

Koji Etchu, Junichi Mekuta, Syota Tanno, and Kenichi Maeda

The present study examined the effect of possibility of recovery of harm on preschoolers' right and wrong judgments about punitive aggression. Twenty-four preschoolers (12 boys and 12 girls; average age 65 months, range 56 to 77 months) were presented with picture stories in which the victimizer did either reparable harm (stealing victim's property) or irreparable harm (destroying victim's property), and then the main character who had seen the situation punished the victimizer by either physical or verbal aggression. Following each story, the children were asked to judge (1) whether the punitive aggression was right or wrong and (2) whether they would behave like the main character. The results were as follows: (1) The children allowed punitive aggression in either situation. (2) The children allowed verbal aggression more than physical aggression. (3) The children reported that they would not show either physical or verbal aggression in either situation. The results suggest that permission of punitive aggression is based on the development of the concept of retributive justice rather than the possibility of recovery of harm.

Key words: retributive justice, possibility of recovery of harm, punishment, preschooler, right and wrong judgment

キーワード：報復的公正，損害の回復可能性，制裁，幼児，善悪判断

問 題

復讐を目的とした攻撃は、現代においては、刑法の上でも国際法の上でも、基本的に認められることはない。例えば、刑法においては、被害者（家族等を含む）が度を越した報復に至ることのないように、即ち、相手方の個人を不当に侵害することによって正義の原理に反することのないように、刑罰が課される（中目野，2004）。仇討などは、日本においても、明治以降、刑法においては認められていない。それにもかかわらず、現実には、テロ行為による被害を受けた国の国民が、

テロに対する復讐のために、自国が他国を爆撃することを肯定的に評価するということがある（Aronson, 1992）。復讐を目的とした攻撃は、何故、許容されるのであろうか。「復讐には人の正義感を満足せしむるものがある」（新渡戸，1974, p.107）ためか、復讐という習慣が今日でもまったく廃れていないという新渡戸稲造の指摘は、百年を経た今日においても当てはまる。

攻撃行動は、「相手に被害や苦痛を与えることを意図した行動」（Aronson, 1992）である。他者に損害を及ぼす行為であるが故に、道徳的な違背行為（moral transgression）の典型であるとされる（首藤・二宮，2003；Turiel, 2006）。復讐を目的とした攻撃も、加害

¹ 広島大学大学院教育学研究科博士課程前期

者に損害を及ぼすという点では、否定的に評価される要素を含んでいるといえる。その一方で、復讐を目的とした攻撃は、被害者側の相対的剥奪感を解消し、被害者と加害者との間に公平を回復する（大淵, 2000）という点で、肯定的に評価される要素も含んでいる。

つまり、復讐を目的とした攻撃は、報復的公正をもたらず行為であるが故に、許容されやすいものと考えられる。報復的公正とは、加害者に対する報復や制裁の問題などの「負」の分配の問題を含む概念である（田中, 1998）。正義や公正の下位概念の1つである報復的公正は、近年、米国において刑法制度の問題との関連から注目を集めるようになってきている（Tyler, Boeckmann, Smith, & Huo, 1997）。ただし、報復的公正は、社会心理学の分野における公正研究の中で最も未開拓な側面であり（Tyler et al., 1997）、理論の一般化が課題とされている（今在, 2005）。

発達心理学の分野においては、近年、Astorらが、児童及び青年を対象とした研究において、復讐を目的とした攻撃の許容に及ぼす個人の攻撃性（Astor, 1994）や個人が有する人種のステレオタイプ（Pinter, Astor, Benbenishty, Haj-Yahia, & Zeira, 2003）の影響について検討を行っている。しかしながら、発達心理学の分野における従来の研究では、そもそもいつ頃から復讐を目的とした攻撃の公正さを理解するようになるかは明らかにされておらず、この点に関して、幼児期を含めた発達の検討の必要性が指摘されていた（レビューとして、畠山・畠山・山崎, 2002参照）。

こうした指摘を踏まえ、越中は、幼稚園の年中児・年長児（越中, 2005）、保育園の年少未満児・年少児及び年中児・年長児（越中, 2006）を対象として場面想定法による実験を行い、復讐を目的とした攻撃（報復的攻撃及び制裁としての攻撃）に対する善悪判断の発達の変化を検討している。他児に対する主人公の攻撃行動（主人公が他児に「叩くよ」と言う）を、挑発的攻撃（他児から物を奪うための攻撃）、報復的攻撃（奪われた物を他児から取り返すための攻撃）、制裁としての攻撃（他児が奪った物を仲間に取り返すための攻撃）にタイプ分けして、それぞれについて幼児に善悪判断を求めている。結果として、年少未満児・年少児は、攻撃タイプを区別せず、報復的攻撃及び制裁としての攻撃を挑発的攻撃と同程度に悪いと判断した。それに対して、年中児・年長児は、攻撃タイプを区別して、挑発的攻撃を明らかに悪いと判断する一方で、報復的攻撃及び制裁としての攻撃を許容した。

道徳発達に関する領域理論（Turiel, 1983, 2006）に基づく研究（e.g., Helwig, Zelazo, & Wilson, 2001; Smetana, 1981, 1985; Smetana & Braeges, 1990; Weston

& Turiel, 1980; Zelazo, Helwig, & Lau, 1996）から、道徳と慣習が分化し、権威から独立した道徳的概念（公正や正義など）が示されるようになるのは4, 5歳頃であることが指摘されている（レビューとして、Helwig & Turiel, 2002参照）。越中（2005, 2006）の結果を領域理論の観点から解釈すると、正義や公正の下位概念の1つである報復的公正についても、4, 5歳頃（年中児・年長児）に理解可能になるため、復讐を目的とした攻撃は、それ以前の幼児（年少未満児・年少児）には許容されないが、4, 5歳頃には許容されるようになるものと考えられる。

ただし、越中（2005, 2006）には課題も残されている。上述の通り、越中（2005, 2006）において提示された報復的攻撃及び制裁としての攻撃は、損害の直接的回復（奪われたものを取り返す）を目的とした攻撃であった。即ち、報復的公正の他にも、自分及び他者の福祉を守るという道徳的要素も内包しているといえる。それ故、復讐を目的とした攻撃が、報復的公正の概念（被害者側の相対的剥奪感を解消し、被害者と加害者との間に公平を回復する）に基づいて許容されたのか、福祉を守るという道徳的要素（被害者側の損害を回復する）が考慮されたために許容されたのかが明確でない。

そこで、本研究では、年中児・年長児を対象として、損害の回復がもたらされない（即ち、福祉を守るという道徳的要素を含まない）復讐の場合にも制裁が許容されるかを検討する。この目的のために、損害の直接的回復が不可能な場面における制裁と、越中（2005, 2006）と同様の損害の直接的回復が可能な場面における制裁に対する幼児の善悪判断を比較検討する。損害の回復可能性に関わらず、即ち、損害の直接的回復が不可能な場面においても制裁が許容されるならば、幼児は報復的公正の概念に基づいて制裁を許容しているといえる。一方で、損害の直接的回復が不可能な場面においては制裁が許容されないのであれば、幼児は報復的公正の概念に理解を示していないといえる。

なお、上述の通り、越中（2005, 2006）において提示された制裁としての攻撃は「加害者に『叩くよ』と言う」というものであった。本研究では、越中（2005, 2006）と同様の攻撃に加えて、より程度の強い「加害者を叩く」という攻撃も取り上げて、善悪判断に及ぼす攻撃の強弱の影響についても検討する。

方 法

1. 参加者と実験時期

広島県東広島市内の保育園の異年齢（年中児・年長児）クラスに在籍する幼児25名（男児13名, 女児12名）

を対象として、2004年10月に実験を実施した。なお、参加者のうち男児1名は、後述の手続きにより分析対象から除外した。分析対象者は、男児12名(平均月齢:66ヶ月、月齢範囲:57ヶ月~77ヶ月)、女児12名(平均月齢:64ヶ月、月齢範囲:56ヶ月~77ヶ月)であった。

2. 要因計画

要因計画は、2(性別:男児、女児)×2(被害場面:損害回復可能、損害回復不可能)×2(攻撃の程度:強い、弱い)の3要因計画であった。第1要因は被験者間要因、第2、第3要因は被験者内要因であった。

3. 材料

(1) 被害場面を提示するための紙芝居

被害場面(加害者が被害者に損害を与える)を提示するための紙芝居を2種類(被害場面:損害回復可能、損害回復不可能)作成した。2種類の紙芝居は、登場人物全員が男の子である男児用セットと、登場人物全員が女の子である女児用セットを作成した。損害回復可能場面は、「被害者が頑張って描いた大切な絵を、加害者が奪い、返さない」という内容であった。損害回復不可能場面は、「被害者が頑張って描いた大切な絵を、加害者が奪い、破る」という内容であった(詳細はTable 1参照)。主人公の名前及び登場人物の髪型や服装の描かれ方は、回復可能場面と回復不可能場面で、それぞれ異なっていた。被害場面を提示するための紙芝居は、いずれもA4の大きさであった。

(2) 制裁としての攻撃を提示するための図版

2種類の被害場面それぞれについて、被害場面を目撃した主人公による制裁としての攻撃を提示するための図版を2種類(攻撃の程度:強い、弱い)作成した(男児用セットと女児用セットを作成した)。攻撃の程度が強い図版は、「主人公が加害者を叩く」という内容であった。攻撃の程度が弱い図版は、「主人公が加害者に『叩くよ』と言う」という内容であった(詳細はTable 1参照)。制裁としての攻撃を提示するための図版は、いずれもA4の大きさであった。

(3) 評定用の図版

参加者に後述の善悪判断及び自己報告(5段階評定)を求める際に使用する3枚の図版(○△×が記された図版、大小2つの○が記された図版及び大小2つの×が記された図版)を用意した。評定用の図版は、いずれもB6の大きさであった。

4. 手続き

実験は保育園の一室において個別に面接方式で実施した。参加者に、2種類の被害場面(損害回復可能、損害回復不可能)を紙芝居によって提示した(提示順序はランダムにした)。1つの被害場面を提示するごとに、被害場面を目撃した主人公による2種類の制裁としての攻撃(攻撃の程度:強い、弱い)を図版によって提示した(提示順序はランダムにした)。なお、被害場面及び主人公による制裁としての攻撃を提示するごとに、内容の確認を行った。被害場面については、加害者が被害者に何をしたか、主人公による制裁とし

Table 1 被害場面を提示するための紙芝居及び制裁としての攻撃を提示するための図版

回復可能場面 回復不可能場面 ※両場面共通 (紙芝居1枚目)	これは、××保育園(架空の園名)の、○○くんという男の子(主人公:参加者が女児のときは「○○ちゃんという女の子」)のお話です。ある日、○○くんが保育園に行ってみると、お友達(被害者)が絵を描いていました。お友達は、頑張ったので、とっても上手に絵を描くことができました。お友達は嬉しくなって、「持って帰って、お家の人に見せてあげよう」と言いました。それを見て、○○くんも嬉しく思っていました。そこに、意地悪な子(加害者)がやってきました。
回復可能場面 (紙芝居2枚目)	意地悪な子(加害者)は、お友達(被害者)の大切な絵を取り上げてしまいました。お友達が「返して」と言っても、○○くんが「返してあげて」と言っても、返してくれません。意地悪な子は、ニヤニヤ笑っています。お友達は、悲しくなって、泣き出してしまいました。
回復不可能場面 (紙芝居2枚目)	意地悪な子(加害者)は、お友達(被害者)の大切な絵を取り上げて、グチャグチャに破いてしまいました。お友達の大切な絵は、もう、元通りになりません。意地悪な子は、ニヤニヤ笑っています。お友達は、悲しくなって、泣き出してしまいました。
回復可能場面 (図版)	攻撃の程度:強い ○○くん(主人公)は、意地悪な子(加害者)を叩いて、絵を取り返しました。 攻撃の程度:弱い ○○くん(主人公)は、「返してあげないと、叩くよ」と意地悪な子(加害者)のことを怒って、絵を取り返しました。
回復不可能場面 (図版)	攻撃の程度:強い ○○くん(主人公)は、意地悪な子(加害者)を叩いてやっつけました。 攻撃の程度:弱い ○○くん(主人公)は、「そんなことするなら、叩くよ」と言って、意地悪な子(加害者)のことを怒りました。

注) 主人公の名前(○○くん/ちゃん)、登場人物の髪型や服装の描かれ方及び被害者が描いた絵は、回復可能場面と回復不可能場面で、それぞれ異なっていた。

ての攻撃については、主人公が加害者に何をしたかを質問した。ほとんどの参加者は一度で質問に答えることができたが、一度で答えることのできなかった一部の参加者には、確認のため再度紙芝居及び図版を提示した。これらの手続きを経ても、内容を把握することができなかった参加者1名(男児)は分析の対象から除外した。

図版によって、主人公による制裁としての攻撃を提示するごとに、以下の質問(善悪判断と自己報告)を行った。なお、以下の質問を行う際には、主として言語による回答を求めたが、参加者が容易に回答できるよう、さらには、言語による報告が妥当であることを確認するために、補助的に図版を使用した。なお、言語による回答と図版を指差す動作とが食い違うか否かを確認した結果、分析対象者24名のうち、食い違う幼児は皆無であった。

(1) 善悪判断

主人公が示した攻撃行動に対して、5段階で善悪判断を求めた(「すごく良い(5点)」「少し良い(4点)」「どちらでもない(3点)」「少し悪い(2点)」「すごく悪い(1点)」。5段階評定に際しては、まず、○△×が記された図版を提示して、「○○くん/ちゃん(主人公)が、叩いたのは(攻撃の程度:強い)/『叩くよ』って言ったのは(攻撃の程度:弱い)、いいことだったかな(評定図版の○を指差しながら)、悪いことだったかな(評定図版の×を指差しながら)、それとも、どっちでもないかな(評定図版の△を指差しながら)」と質問し、図版を指差しながら言語で回答するよう求めた。「いいことだった」と回答した場合には、さらに、大小の○が記された図版を提示して、「(大きい○を指差しながら)すごくいいことだったかな、それとも、(小さい○を指差しながら)少しだけいいことだったかな」と質問し、大小いずれかの○を指差しながら言語で回答するよう求めた。「悪いことだった」と回答した場合にも、同様に、大小の×が記された図版を提示して、大小いずれかの×を指差しながら言語で回答するよう求めた。なお、評定の後には、補足的に「どうしてそう思うのかな?」と質問し、理由づけを求めた。

(2) 自己報告

主人公と同様の立場に立たされたとき、参加者自身も主人公と同様に制裁としての攻撃を示すかについて5段階で自己報告を求めた(「すごくすると思う(5点)」「少しだけすると思う(4点)」「するかしらないか(3点)」「少しだけしないと思う(2点)」「すごくしないと思う(1点)」。5段階評定に際しては、まず、○△×が記された図版を提示して、「意地

悪な子(加害者)がお友達(被害者)の絵を、取り上げて返してくれなかったら(回復可能場面)/グチャグチャに破いてしまったら(回復不可能場面)、△△くん/ちゃん(参加者)も、○○くん/ちゃん(主人公)みたいに、意地悪な子を叩いたり(攻撃の程度:強い)/意地悪な子に『叩くよ』って言ったり(攻撃の程度:弱い)すると思うかな(評定図版の○を指差しながら)、しないと思うかな(評定図版の×を指差しながら)、それとも、するかしらないか分からないかな(評定図版の△を指差しながら)」と質問し、図版を指差しながら言語で回答するよう求めた。「すると思う(○)」「しないと思う(×)」と回答した場合には、さらに、大小の○または×が記された図版を提示して、「すごくそう思うのかな(大きい○または×を指差しながら)、それとも、少しだけそう思うのかな(小さい○または×を指差しながら)」と質問し、大小いずれかの○または×を指差しながら言語で回答するよう求めた。なお、評定の後には、補足的に「どうしてそう思うのかな?」と質問し、理由づけを求めた。

結果

1. 善悪判断

善悪判断得点の平均値と標準偏差を Table 2 に示した。2(性別)×2(被害場面)×2(攻撃の程度)の分散分析の結果、攻撃の程度の主効果のみが有意であった($F(1, 22) = 9.89, p < .01$)。幼児は、攻撃の程度が強いとき($M = 2.79$)よりも弱いとき($M = 3.38$)に、制裁としての攻撃を許容した。被害場面の主効果は有意でなく($F(1, 22) = 0.00, n.s.$)、回復不可能場面($M = 3.08$)においても、回復可能場面($M = 3.08$)と同様に制裁が許容された。

Table 2 善悪判断得点の平均値(標準偏差)

被害場面	回復可能		回復不可能	
	強い	弱い	強い	弱い
男児	2.83	3.58	3.00	3.58
($n = 12$)	(1.28)	(1.19)	(1.41)	(1.04)
女児	2.67	3.25	2.67	3.08
($n = 12$)	(1.49)	(1.09)	(1.49)	(1.38)

注)「すごく良い(5点)~「すごく悪い(1点)」

善悪判断の理由づけの人数を Table 3 に示した。理由づけの分類に関しては、第一著者を含む2名の評定者が独立に評定した。2(被害場面)×2(攻撃の程度)の4種類の攻撃行動に対する分析対象者24名の理由づけ合計96個について、評定者間の一致度(CohenのKappa係数)は $\kappa = .84$ であった。不一致の場合には、

もう1人の評定者の意見をきいた上で最終的には著者が判定した。善悪判断の理由づけは、攻撃を許容する理由づけ（「加害者が悪い」「被害者の感情」「攻撃の程度が弱い」「攻撃より加害者が悪い」）、攻撃を許容しない理由づけ（「主人公が攻撃を示した」「加害者の損害」）及び「紋切り型・理由づけなし」に大別された。

攻撃を許容する理由づけのうち、「加害者が悪い」という理由づけには、「絵を描いたのを、（加害者が）取って破ったけえ、叩いてもいい」「最初、この子（加害者）が破ったから。最初やった人がバツ（×）」「だって、クマさん（被害者の絵）上手だったのに、悪い人（加害者）が取ったからね」「（加害者が）返してくれなかったから」などがあつた。「被害者の感情」という理由づけには、「（被害者が）泣いてたから」「（加害者が）絵を取って、（被害者が）かわいそうだから」「絵を取られて、（被害者が）かわいそうじゃけんね、だから、（主人公が）叩いただけだから」などがあつた。「攻撃の程度が弱い」という理由づけには、「（主人公は）叩くよって言っただけだから」「（主人公は）叩いてないけえ」などがあつた。「攻撃より加害者が悪い」という理由づけには、「叩くのはいけんけど、（加害者が）悪いことしたから（どちらでもない）」「（叩くのは）本当は悪いことだけど、この子（加害者）の方が、（被害者を）泣かしたけん、悪いこと。だから、どっちでもない」などがあつた。

なお、評定者間で不一致の見られた12個の理由づけのうち6個は、「（被害者が）せっかく描いたのを、（加害者が）破ったけえ」「（被害者が）せっかく描いたのを、（加害者が）取ったけえ」などの分類に関するものであつた（回復可能、強い：2個、回復可能、弱い：1個、回復不可能、強い：2個、回復不可能、弱い：1個）。これらの回答を、第一著者が「加害者が悪い」に分類したのに対して、もう1人の評定者は「被害者の感情」に分類した。「せっかく描いたのを」と言及していることから、これらの理由づけは被害者の感情を考慮したものであると考えられるので、分類に際してはもう1人の評定者の意見を採用し、「被害者の感

情」に分類することとした（Table 3 参照）。

次に、攻撃を許容しない理由づけのうち、「主人公が攻撃を示した」という理由づけには、「だって、（主人公が）叩いた」「（主人公が）頭、ゲーで叩いたから」「（主人公が）叩くよって言った」などがあつた。「加害者の損害」という理由づけには、「だって、叩いたら、（加害者が）痛い」「叩くと悪いもん。タンコブできさうだもん」などがあつた。

上記の理由づけに該当しない回答は、いずれも「叩いた方がいいから」「普通にいい」「どうしても」などの紋切り型の理由づけか、「わからん」あるいは無回答などの理由づけなしであつた。

2. 自己報告

自己報告得点の平均値と標準偏差を Table 4 に示した。2（性別）×2（被害場面）×2（攻撃の程度）の分散分析の結果、主効果及び交互作用はいずれも有意でなかつた。

Table 4 自己報告得点の平均値（標準偏差）

被害場面 攻撃の程度	回復可能		回復不可能	
	強い	弱い	強い	弱い
男児 (n = 12)	2.33 (1.31)	2.42 (1.55)	2.25 (1.23)	2.17 (1.28)
女児 (n = 12)	2.17 (1.28)	2.25 (1.48)	2.33 (1.49)	2.58 (1.61)

注) 「すぐくすと思う（5点）」～「すぐくしないと思う（1点）」

自己報告の理由づけの人数を Table 5 に示した。理由づけの分類に関しては、2種類の被害場面における2種類の攻撃行動ごとに、著者を含む2名の評定者が独立に評定した。2（被害場面）×2（攻撃の程度）の4種類の攻撃行動に対する分析対象者24名の理由づけ合計96個についての評定者間の一致度（CohenのKappa係数）は $\kappa = .98$ であつた。不一致の場合には、もう1人の評定者の意見をきいた上で最終的には著者が判定した。自己報告の理由づけは、攻撃を行うとする理由づけ（「加害者が悪い」「被害者の感情」）、攻撃を行わないとする理由づけ（「自分は攻撃しない」「先生に言う・注意する」「加害者の損害」「親の権威」）、「その他」及び「紋切り型・理由づけなし」に大別された。

攻撃を行うとする理由づけのうち、「加害者が悪い」という理由づけには、「（加害者が）意地悪したけえ」「破った人（加害者）が悪いから」などがあつた。「被害者の感情」という理由づけには、「だって、破ったりしたら、（被害者が）かわいそう」「せっかく描いたのに、取ったら、（被害者が）かわいそうだから」などがあつた。

Table 3 善悪判断の理由づけ

理由づけ	被害場面		回復可能		回復不可能	
	攻撃の程度	強い	弱い	強い	弱い	強い
加害者が悪い		5	5	4	4	
被害者の感情		3	3	2	1	
攻撃の程度が弱い			3			
攻撃より加害者が悪い				2	2	
主人公が攻撃を示した	4	1		4	1	
加害者の損害		2		2		
紋切り型・理由づけなし	10	12		10	12	

注) 数値は人数。なお、空白のセルは0人

次に、攻撃を行わないとする理由づけのうち、「自分は攻撃しない」という理由づけには、「(自分は) 叩いたことないけえ」「女の子は叩いたりしないから」「○○ちゃん(参加者)は、『叩くよ』と言わん」などがあった。「先生に言う・注意する」という理由づけには、「(自分は) 先生に言う」「(叩かずとも) 口で言えばいい」「(自分は) 『ダメよ』って教えるか、先生に言う」などがあった。「加害者の損害」という理由づけには、「だって、叩いたら痛い」「叩いたら、みんな泣くから、叩かない」などがあった。「親の権威」という理由づけには、「お母さんが『ダメ』って言うの、覚えてるから」「○○(参加者)って、お母さんの言うこと聞いてからやるけえ」などがあった。

上記の理由づけに該当しない回答の中には、「その他」に分類されたもの(「叩いたら、相手(加害者)も蹴るかもしれん」「叩いたら自分の手が痛いけえ」と、「紋切り型・理由づけなし」に分類されたもの(「そりゃ、わからん」「わかんないけど」)があった。

Table 5 自己報告の理由づけ

理由づけ	被害場面		回復可能		回復不可能	
	攻撃の程度	強い	弱い	強い	弱い	
加害者が悪い		3	2	2	3	
被害者の感情		1	1	1		
自分は攻撃しない		2	2	3	2	
先生に言う・注意する			3	1	4	
加害者の損害		4		3		
親の権威			1		1	
その他		1		1		
紋切り型・理由づけなし	13	15	13	14		

注) 数値は人数。なお、空白のセルは0人。

考察

本研究の目的は、年中児・年長児を対象として、損害の回復がもたらされない(即ち、福祉を守るという道徳的要素を含まない)復讐の場合にも制裁が許容されるかを検討することであった。この目的のために、損害の直接的回復が不可能な場面における制裁と、越中(2005, 2006)と同様の損害の直接的回復が可能な場面における制裁に対する幼児の善悪判断を比較検討した。善悪判断の結果(Table 2)から、幼児は、損害の直接的回復が可能な場面と同程度に、損害の直接的回復が不可能な場面においても制裁を許容することが示された。この結果から、幼児による復讐を目的とした攻撃の許容は、報復的公正の概念の理解に基づくものであることが示された。

善悪判断の理由づけ(Table 3)においても、「主人公が攻撃を示した」「加害者の損害」などの理由から

攻撃を許容しない者もいる一方で、「加害者が悪い」「被害者の感情」などの理由から攻撃を許容する者もいることが示された。これらの理由づけからも、被害者側の相対的剥奪感を解消し、被害者と加害者との間に公平を回復するという報復的公正の概念に、幼児が理解を示し得ると考えられる。さらには、本来、攻撃は悪いということに言及しつつも、加害者がより悪いということ(攻撃より加害者が悪い)で制裁を許容した者もいた。幼児でも、復讐を目的とした攻撃を、2つの道徳的要素(加害者の損害と報復的公正)が葛藤する領域混合の問題(Turiel, 2006)ととらえているものと考えられる。

なお、本研究では、越中(2005, 2006)と同様の「『叩くよ』と言う」という攻撃に加えて、より程度の強い「叩く」という攻撃も取り上げた。結果として、攻撃の程度が強い場合($M=2.79$)よりも、攻撃の程度が弱い($M=3.38$)場合に、「攻撃の程度が弱い」などの理由づけから、制裁がより許容されやすいことが示された。ただし、攻撃の程度が強い場合でも、善悪判断得点は、5段階評定で3点(どちらともいえない)に近い値を示していた。実際に叩くという行為であっても、復讐を目的とした場合には許容されることが明らかとなった。

自己報告に関しては、善悪判断とは必ずしも対応しない結果が示された(Table 4 及び Table 5)。善悪判断と同様に、「加害者が悪い」「被害者の感情」などの理由づけから自らも制裁を行うと回答する者もいる一方で、善悪判断では制裁を許容しつつも、自己報告では「自分は攻撃しない」「先生に言う・注意する」「親の権威」などの理由づけから自らは行わないと回答する者もいた。これは、越中(2005, 2006)と同様の結果であった。自己報告得点に関しては、攻撃の程度の影響も認められず、攻撃の程度が強い場合($M=2.27$)も弱い場合($M=2.35$)も、幼児はどちらかといえば攻撃を示さないと回答した。なお、本研究では、復讐を目的とした攻撃に対する判断の性差を検討した越中(2005)と同様に、善悪判断においても自己報告においても、男女で違いは認められなかった。

Helwig & Turiel (2002) は、道徳的な判断と実際の行為とは関連がある(ただし、この関連は十分に検討されていない)が、判断から実際の行為が予測できるわけではないと指摘している。つまり、善悪判断において復讐を目的とした攻撃を許容することが即ち、自らも攻撃を示すということにつながるわけではない。幼児は報復的公正の概念に理解を示す一方で、実際に自らがいかに行動するかについては、他の問題(権威などの慣習の問題、攻撃は悪いという信念、攻撃以

外の代替法など)も考慮した上で決定すると考えられる。

最後に、本研究では、先行研究(越中, 2005, 2006)で検討されなかった、制裁としての攻撃に対する幼児の善悪判断に及ぼす損害の回復可能性の影響を検討し、幼児による復讐を目的とした攻撃の許容が、報復的公正の概念の理解に基づくものであることを示した。さらに、先行研究(越中, 2006)で課題とされていた判断の理由づけについても検討を行った。ただし、本研究では、理由づけは補足的に求めたものであったため、参加者から十分に反応を引き出すことができなかった。今後、更なる研究の蓄積が必要である。

引用文献

- Aronson, E. (1992). *The social animal*. 6th ed. New York: W. H. Freeman and Company. (アロンソン E. 古畑和孝(監訳)(1994). *ザ・ソーシャル・アニマル*(第6版) - 人間行動の社会心理学的研究 - サイエンス社)
- Astor, R. A. (1994). Children's moral reasoning about family and peer violence: The role of provocation and retribution. *Child Development*, **65**, 1054-1067.
- 越中康治(2005). 仮想場面における挑発, 報復, 制裁としての攻撃に対する幼児の道徳的判断. *教育心理学研究*, **53**, 479-490.
- 越中康治(2006). 攻撃行動に対する幼児の善悪判断の発達的变化. *広島大学大学院教育学研究科紀要* 第三部(教育人間科学関連領域), **55**, 印刷中.
- 畠山美穂・畠山 寛・山崎 晃(2002). 幼児期及び児童期の攻撃行動と仲間関係に関する研究. *幼年教育研究年報*(広島大学大学院教育学研究科附属幼年教育研究施設), **24**, 111-117.
- Helwig, C. C., & Turiel, E. (2002). Children's social and moral reasoning. In P. K. Smith & C. H. Hart (Eds.), *Blackwell handbook of childhood social development*. Malden, MA: Blackwell. pp. 475-490.
- Helwig, C. C., Zelazo, P., & Wilson, M. (2001). Children's judgments of psychological harm in normal and noncanonical situations. *Child Development*, **72**, 66-81.
- 今在慶一郎(2005). 公正研究. 菅原郁夫・サトウタツヤ・黒沢 香(編) *法と心理学のフロンティア* I 巻 理論・制度編. 北大路書房. pp. 77-96.
- 中目野善則(2004). *刑法の解説*(三訂版). 一橋出版.
- 新渡戸稲造 矢内原忠雄(訳)(1974). *武士道*(改版). 岩波書店 (Nitobe, I. (1905). *Bushido, The soul of Japan: An exposition of Japanese thought*. 2nd ed. New York: G.P. Putnam's Sons.)
- 大淵憲一(2000). 攻撃と暴力 - なぜ人は傷つけるのか - 丸善
- Pinter, R. O., Astor, R. A., Benbenishty, R., Haj-Yahia, M. M., & Zeira, A. (2003). The effect of stereotypes on adolescents' reasoning about peer retribution. *Child Development*, **74**, 413-425.
- 首藤敏元・二宮克美(2003). 子どもの道徳的自律の発達. 風間書房
- Smetana, J. G. (1981). Preschool children's conception of moral and social rules. *Child Development*, **52**, 1333-1336.
- Smetana, J. G. (1985). Preschool children's conceptions of transgressions: The effects of varying moral and conventional domain-related attributes. *Developmental Psychology*, **21**, 18-29.
- Smetana, J. G., & Braeges, J. L. (1990). The development of toddler's moral and conventional judgments. *Merrill-Palmer Quarterly*, **36**, 329-346.
- 田中堅一郎(1998). 補遺: 「あとがき」にかえて. 田中堅一郎(編) *社会的公正の心理学 - 心理学の視点から見た「フェア」と「アンフェア」* - ナカニシヤ出版. pp. 213-220.
- Turiel, E. (1983). *The development of social knowledge: Morality and convention*. Cambridge, England: Cambridge University Press.
- Turiel, E. (2006). The development of morality. In N. Eisenberg (Ed.), W. Damon & R. M. Lerner (Series Eds.), *Handbook of child psychology*. 6th ed. Vol. 3. *Social, emotional, and personality development*. New York: Wiley. pp. 789-857.
- Tyler, T. R., Boeckmann, R. J., Smith, H. J., & Huo, Y. J. (1997). *Social justice in a diverse society*. Boulder, Colorado: Westview Press. (タイラー T. R., ボエックマン R. J., スミス H. J., & ホー Y. J. 大淵憲一・菅原郁夫(監訳)(2000). *多元社会における正義と公正*. プレーン出版)
- Weston, D. R., & Turiel, E. (1980). Act-rule relations: Children's concepts of social rules. *Developmental Psychology*, **16**, 417-424.
- Zelazo, P. D., Helwig, C. C., & Lau, A. (1996). Intention, act, and outcome in behavioral prediction and moral judgment. *Child Development*, **67**, 2478-2492.
- (主任指導教員 前田健一)

